

若年者雇用助成金のお知らせ

申請者の負担軽減のため、取扱いを変更します

若年者雇用助成金の内容

苫前町では、若年者の就業等促進のため、町内企業等の事業主等に対し、40歳未満の方を新規雇用し、1年以上継続して雇用する場合、1名につき24万円(2万円×12ヶ月)を上限に助成しています。(1事業者当たり年2名まで)

申請者の負担軽減のため以下のとおり変更します

■変更前

- 1 新規雇用後「助成金申請書」を役場へ提出。その後、役場から交付決定書を受理。
- 2 交付決定後に、助成金請求書を3回に分けて提出し、助成金を受領。
 - (1) 1回目は、雇用開始月から3ヶ月を経過したとき(3ヶ月分) 6万円
 - (2) 2回目は、雇用開始月から6ヶ月を経過したとき(3ヶ月分) 6万円
 - (3) 3回目は、雇用開始月から1年を経過したとき(6ヶ月分) 12万円



■令和7年4月1日から

- 1 新規雇用月から3ヶ月経過した後に、「申請書兼請求書」を役場に提出。
その後、役場から交付決定書を受理。【例】 4月雇用の場合、7月に申請書を提出
- 2 交付決定後に、助成金24万円(2万円×12ヶ月)を一括で受領。

◆留意事項

- ・助成金の受領を希望される場合は、予算の都合上、お早めにご相談願います。
- ・1年以内に退職等した場合は、退職等した日の属する月の前月までが助成対象期間となり、対象期間外の既に交付した助成金については、ご返還いただきます。
【例】 4月雇用で7月に24万円受領し、1月に退職した場合、1月分～3月分までは助成対象外となることから、6万円(3ヶ月×2万円)が返還対象となります。

事業者の皆様へ

助成金の活用事例として、新規雇用する従業員への就業に係る一時金等(就業準備金、転居手当、賃金への上乘せなど)の就業促進資金としても、ご活用いただけます。

苫前町商工労働観光課

☎ 0164-64-2212

✉ shoko@town.tomamae.lg.jp

HP <http://www.town.tomamae.lg.jp>

